

昭和44年11月15日第3種郵便物認可 毎月1回25日発行1部200円

SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N^o479
2011・1・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>



謹
賀
新
年

バルセロナ/サグラダ・ファミリア

E-mail bengaku@seihokyo.jp

日本航空は202名の解雇を撤回せよ!

日本航空大型解雇争議

東京 佐藤 誠一

二〇一〇年一月、日本航空は会社更生手続開始の申立を行った。以来大型解雇争議に発展することが強く懸念されていた。関係労組は日本航空に「解雇」を選択させないための方策を模索してきた。しかし、年が押し詰まった二月九日、とうとう日本航空は、パイロット九四名・客室乗務員一〇八名に対し整理解雇を通告した。大型解雇争議の勃発である。これまでに至る経過を以下に振り返ってみる。

1 日本航空は二〇一〇年一月九日、企業再生支援機構の支援決定を得て、会社更生手続開始の申立を行った。同機構と片山英二弁護士が管財人に選任された。

後に東京地裁が認可決定することになる更生計画案には、JALグループ全体での約一万六〇〇名の人員削減計画が盛り込まれていたが、子会社の売却、希望退職で対応することとされ、解雇によっても実現する計画ではなかった。かくて三月一六日を皮切りに、日本航空は連続的に早期退職・希望退職を募った。

2 ところで日本航空は関係労組に対して、JALグループ全体での人員削減計画とは別に、更生計画案には盛り込まれていなかった日本航空本体の人員削減計画として二五〇〇名の削減目標を提示した。日本航空は早期退職の締め切りを繰り返し設定し、一〇月二二日までに削減目標一五〇〇名に対して一五二〇名の退職応募を実現した。それなら解雇はないだろう、労組も労働

者もみんなそう思った。

しかし日本航空は、新たに二五〇名の人員削減が必要であると言いつ出した。いったいどこからそんな数字が出てくるのか? 一五〇〇名の削減目標は達成したはずではないか。

3 日本航空は、一五〇〇名は職種ごとの目標があり、かつそれは「あたまかず」ではなく「稼働数」なる概念によると言いつ出した。

病気・けがなどでフル稼働できない者が退職しても一人退職とはカウントしない、休職者で稼働が〇(ゼロ)の者が退職してもまったく削減は〇(ゼロ)のままである。こんなばかな話はない。その後も早期退職の募集は続き、二月初めに一七〇六名に達した。日本航空はなお二〇二名の人員を削減するとして、とうとう整理解雇に踏み切るのであるが、一九一〇名もの人員削減の必要性はいったいどこにあるのか。路便の削減により業務量が減るから、減った業務が回るかぎりでは人員を削れるだけ削ろうというのである。



二〇一〇年二月三日、整理解雇に抗議の記者会見を行うパイロット

4 二名の労働者を擁する企業が業務量を減らし一〇名でできる業務量になったから、二名の労働者が整理解雇できる、との理屈は存在しない、それによる企業の経営的危機があるか否かを問うのが、整理解雇の四要件中「解雇の必要性」の要件であったはずだ。加えてこの間の経費削減、不採算路線からの撤退などの効果で二〇一〇年の第I四半期の営業利益は二五〇億円を計画し、一〇九六億円の実績をあげている。いよいよ解雇の必要性は認められようがなくなった。

5 こうした情勢を受けて、客室乗務員の組合(CCU)とパイロットの組合(JFU)は整理解雇に反対する要求を掲げスト権を確立すべく、一月にその投票を行うこととした。ところが、管財人らは、スト権が確立されたときそれが撤回されないかぎり企業再生支援機構から拠出される予定の三五〇〇億円の出資を行わない(つまり、日本航空の更正は失敗するぞ)と、両組合を恫喝したのであった。

CCUは二月三日、投票率九〇%超、九〇%に迫る賛成票によってスト権を確立した。そして二月二四日・二五日のストを予告した。他方でJFUは残念ながら投票を中止するに至った。両組合は二月八日、この不当介入について都労委に救済申立を行った。日本航空が、パイロット

九四名・客室乗務員一〇八名について解雇通告を行うと関係組合に通知したのは、その翌九日のことであった。

6 早期退職募集に一七〇六名もの応募があったのも、解雇対象者を個別に呼び出し、「あなたは整理解雇の対象者である」「新体制の日本航空にあなたの仕事はない」「他の会社での活躍を期待する」と恫喝して「早期退職への応募」を強要した結果でもある。

欧米では経営側が実施するワーキングシェアであるが、ここでは労組が日本航空に提案しながらこれを拒否された経過もある。紙数の関係で割愛するが被解雇者の人選基準も不当である。このような整理解雇が許されることとなれば、われわれが解雇訴訟を通じて練り上げてきた整理解雇の四要件は骨抜きとなってしまう。絶対に許されない、負けられない解雇争議である。

【追記】二〇一〇年二月二七日、日本航空の不当解雇撤回及び安全性・公共性優先の企業再生を求め、国民支援共闘会議が発足した。二〇一一年一月一九日、パイロット七四名・客室乗務員七二名が不当解雇撤回を求め東京地裁に提訴した。国民支援共闘会議の支援を得て、早期に勝訴したい。

消費者金融の象徴的存在の崩壊

武富士会社更生と今後の課題

あいち 平井 宏和

一 武富士会社更生手続の開始決定

二〇一〇年九月二十八日、消費者金融最大手であった株式会社武富士は、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立を行い、同年一〇月三十一日、同裁判所は、武富士の会社更生手続開始決定を出した。

決定の主な内容は、更生管財人に小畑英一弁護士を選任、更生債権等の届出期間は二〇一一年二月二十八日まで、管財人の選任について書面により意見を述べるができる期間は二〇一〇年二月二十八日まで、管財人が更生計画案を提出すべき期間は二〇一一年七月十五日までというものである。同裁判所は、同時に調査命令を発令し、調査委員に須藤英章弁護士を選任した。

二 これまでの武富士

武富士は、消費者金融の草分けであり、業界の盟主、消費者金融の象徴的存在であった。

武富士の経営実態は、まさに「高金利」「過剰融資」「過酷な取立」という「サラ金三悪」を具現化したものであって、数々の社会問題を引き起こしつ

つ、多重債務被害を拡散させてきた。すなわち、武富士は、創業者の武井保雄氏が一九六六年に創業し、異常ともいえる営業方針で業績を拡大した結果、二〇〇一年三月期の経常利益二四一億四千万円、最盛期(二〇〇二年三月末)には、二九三万人の顧客に対し、一兆七六六億円の貸出残高を誇っており(業界首位)、創業者はフォープアの長者番付の常連となっていた。

一方で、武富士は、二〇〇四年二月二十七日及び二〇〇八年五月二十六日に、旧貸金業法違反の事実が認められるとして業務停止処分あるいは業務改善命令を受け、武井保雄氏は、二〇〇四年に電気通信事業法違反で有罪となっている。

また、武富士は、一部上場企業となるや、多額の広告宣伝費でマスコミの批判を封じ込め、武富士に批判的な意見があれば、高額の名誉毀損訴訟を提起して、これを牽制した(なお、二〇〇六年九月には、武富士に批判的な報道に対する高額な名誉毀損訴訟提起が不当訴訟に当たるとして損害賠償を命じられている)。これら武富士問題に対しては被害対策弁護士も結成された。

三 本件の特徴と問題点

本件は、二〇〇万人ともいわれる極めて多数の

人が、総額一兆円から二兆円ともいわれている巨額な過払金返還請求権を有している案件である。また、貸金業者の更生手続きでありながら、金融機関の債権が相対的少額に止まり、更生債権のほとんどを過払債権が占める。

多重債務者が苦心の末に支払ってきたことにより発生した過払債権は、多重債務からの脱出や生活再建などの原資として有効に使われなければならないはずのものである。しかしながら、配当率はわずか数%ともいわれ、大部分が切り捨てられてしまう可能性が極めて高い。

また、本件においては、更正管財人に富士の会社更生手続開始の申立代理人である小畑英一弁護士が選任されている点も問題である。たしかに富士の経営陣から事業家管財人は選任されなかったため、この意味で本件は経営陣に再建を委ねるDIP型企業再生ではないかもしれない。しかしながら、本件では、極めて多数の過払債権者が、かなりの額の債権をカットされるのであるから、高度な公正さと透明性が確保されなければならない。

申立時に富士と密接に係り、富士と利害関係を有する弁護士が、富士からの影響力を完全に排除して公正に管財業務を遂行できるのか、大いに疑問である。また、利害相反の問題が生じ

る可能性はないのか疑問の余地なしとはしない。

さらに本件では、会社更生法においては民事再生法と異なり自認債権の制度もなく、届出期間内に届出をしないと失権してしまうため、多数の過払債権者への通知をどのように行うのか、一三〇万人に手紙を出すとの報道もなされているが漏れはないのか、届出期間延長の必要はないかも問題となる。

創業者一族や経営陣に対する責任追及も大問題である。富士の行っていた貸付について、最高裁判所平成一七年二月二十五日判決(改正前貸金業法一七条所定の書面には、リボ払いの場合にも返済期間及び返済回数記載は必要)、同裁判所平成一八年一月三日判決(期限の利益喪失特約について、法定利率を超過する部分の利息の支払を怠った場合に期限の利益を喪失するとの約定のもとでは支払の任意性は認められない)により、みなし弁済が認められる余地は皆無となった。

このため富士は、二〇〇六年度より利息返還損失引当金の積立を開始した。そして、その結果当然に、開始前会社の資産である貸付金は大幅に減縮され、二〇〇六年度には債務超過に陥っていたはずであり、配当原資となる利益はなかったはずである。にもかかわらず、富士は、特に創業者一族及び同一族が支配する法人に対して二〇〇

六年度から累計で三三〇億円を上回る配当を行っている。

また、富士創業者夫人武井博子氏は、二〇一〇年一月に発表されたフォーブス紙の長者番付で、二七五億円の財産を有するとして日本国内で一位にランクインしている。このような状況で創業者一族や経営陣の責任が不問に付されるようなことになれば誰一人更生に賛成しないのではなからうか。

そのほかにも、会社更生手続上の財産状況報告集会を行う必要はないのか、更生のスポンサーの選任の公正・公平さは担保されるのかなど問題は多岐にわたる。さらに、本件により、金融庁は消費者金融大手やクレジットカード大手を対象に、財務面の本格監視に着手したとの報道もなされている。

日弁連も、開始決定に際し会長声明、緊急相談会開催の要請などの活動を行っており、富士の責任を追及する全国会議も結成されたが、各地においても富士会社更生に対する情報提供、多重債務相談などを積極的に行う必要がある。

福岡高等裁判所でも勝訴!

—天草中国人縫製実習生のたたかい

熊本 小野寺 信勝

二〇一〇年九月三日、福岡高等裁判所。「本件控訴をいずれも棄却する。」

二〇〇七年二月に提訴してから三年あまりの裁判闘争が実を結んだ瞬間でした。法廷から駆け出してきた三人の手によって「勝訴」「我们不是奴隶(私たちは奴隷じゃない)」「協同組合の責任を認める」と書かれた旗が掲げられ(写真)、その後、抱き合って喜ぶ中国人実習生の姿がありました。提訴後も日本に残り全国を飛び回って問題を訴え続けてきた彼女たちの努力、そして労働組合と支援者の支えなしには決して得ることのできない勝利でした。

一 事件の概要

彼女たちは中国の派遣会社に四万円を支払い、二〇〇六年四月から六月の間に熊本県小国町にある事業協同組合を第一次受入れ機関、天草市の縫製会社を第二次受入れ機関として来日しました。到着するや否や旅券と印鑑を取り上げられ、休

む間もなく就労させられました。毎日の就業時間は午前八時から午後一〇時、繁忙期には午前三時にまでおよんでいました。休日は月一・二回与えられるだけでした。

研修期間中は研修手当として月六万円、残業代は研修・技能実習期間を通して時給三〇〇円しか支払われておらず、そのわずかなお金は会社が管理する口座に強制的に貯金させられていまし

た。彼女たちが自分の通帳を見ることができずのは、月一回、給料日の昼休みのわずかな時間だけでした。それほどばかりか、縫製会社の社長はその預金を事業資金として無断流用までしていたのです。彼女たちには毎日ノルマが課され、ノルマが達成できないと「バカ」「中国人は悪い」「バカだから給料が安い」「努力してないからだ」などと暴言を吐かれていました。

二〇〇七年二月六日、彼女たちのうち四人が、天草市の縫製会社二社、事業協同組合などに対して未払賃金及び慰謝料請求の損害賠償請求訴訟を提起しました。そして、二〇一〇年一月二十九日、熊本地方裁判所は、縫製会社二社及び協同組合に未払賃金と慰謝料等合計一七〇〇万円の支払いを認める判決を下しました。原告の主張をほぼ認



める画期的な判決でした。

二 熊本地裁の画期的判決

この判決が「画期的」であったのは、①「研修とは名ばかり」で実態は労働であったとして、研修期間中の原告らに最低賃金法の適用を認めたと、②旅券取り上げや強制貯金は逃亡防止目的

であり、この手段を用いて積極的に違法労働を作出したとして不法行為責任を認定したこと、さらに、③協同組合に研修期間中の監査・指導義務違反を認め、縫製会社との共同不法行為責任を肯定したことにあります。

三 福岡高等裁判所の判決

この判決に対して協同組合のみが控訴しましたが、二〇一〇年九月一日、福岡高等裁判所は協同組合の主張を全面的に排斥し、協同組合の上告断念によって原告の勝訴が確定しました。

協同組合は、高裁において、①ガイドラインにしたがった監査を実施しており監査について義務違反はないこと、②仮に賠償責任を負うとしても原審で原告一人あたり慰謝料一〇〇万円と認定したことは高額過ぎることなどを主張していました。

福岡高裁は、①について、法務省指針が第一次受入れ機関に対して違法労働の排除などを内容とする監査を求めていることからすると、協同組合には違法労働排除などについて

適正な監査を行い、その結果に基づいて縫製会社に適切に指導すべき作為義務があるにもかかわらず、十分に監査を行わなかったとして作為義務違反を認定しました。また、②慰謝料について、縫製会社及び協同組合の不法行為の内容、研修制度における第一次受入れ機関の役割の重要性や、協同組合が作為義務を尽くしていれば、縫製会社の不法行為の継続を防止できたことなどを根拠として、慰謝料は一〇〇万円が相当であると判断しました。

裁判所が協同組合の不法行為責任、特に作為義務違反による不法行為責任を肯定したことは、これまで何の指導もしていなくても責任を問われなかった組合の責任を断罪するものであり、研修生受け入れ実務に大きな影響を与える判断だといえることができます。

この制度には国内外から強い批判が寄せられて制度が改正され、二〇一〇年七月一日から新技能実習制度が施行されました。新制度では、来日一年目から最低賃金法等の労働法規が適用されることや協同組合の監査義務の強化、保証金徴収の禁止などが設けられました。しかしながら、技能実習生には来日一年目から労働法規が適用されることになったといっても、建前はあくまで海外の青年への技術移転という国際貢献であり、労働力として利用することが認められたわけではありま

せん。

二〇一〇年二月三〇日には、徳島県の四名の中国人縫製実習生が縫製会社四社に対して、約一億四〇〇〇万円の未払賃金と損害賠償を求めて、徳島地裁に提訴しました。彼女たちも天草訴訟同様、旅券・印鑑を取り上げられて、長時間労働を強いられ、劣悪な住環境下に置かれていました。しかも工場には監視カメラが設置され縫製工場経

営者に常時監視されていました。彼女たちは未払賃金だけで実に五八〇〇万円以上のほります。その中には新制度下での違法労働も含まれていま

す。
徳島県の事例は、外国人の研修・技能実習制度をいくら改正したとしても国際貢献のための制度を使って技能実習生を低賃金労働者として利用する制度として機能していること、そして、その構

造が深刻な人権侵害を招いているという構造がいまだ温存された一例であるということが出来ます。現在の日本は、外国人労働者抜きにして経済は成り立たないといえるでしょう。今こそ研修・技能実習制度の本質に立ち返り、廃止を含めた抜本的な改正を決断すべきです。そのうえで、どのように外国人労働者を受け入れるべきか、決断が迫られているのだと思います。

給費制完全復活をめぐす取り組みが 始動しています

宮城 渡部 容子

一 貸与制の二年延期

二〇一〇年二月二六日、司法修習生に対する貸与制の実施を二年間延期する改正裁判所法が可決成立しました。たった一年の延期ですが、一歩

を踏み出せたことをとても嬉しく思っています。まずは法改正へご尽力、ご協力くださった全国各地の先輩弁護士の皆さまへ心から感謝を申し上げます。

法改正を受け、私のもとには全国の新六四期修習予定者から多数のメールや電話がきています。

彼らは当初あきらめていましたが徐々にこれは自己の切実な要求だけでなく、国民生活に関わる問題であるという認識を持ち、次々と立ち上がりました。また、活動を通じて修習の意味を痛感し、人権課題や社会問題に取り組む弁護士になると決意してくれた人が多かったことも大きな成果で



す。

さて、いよいよ決勝戦です。二〇一二年六月三日までの通常国会において、給費制完全復活の裁判所法を改正させることは困難な道のりですが、私たちはその気です。以下、二〇一〇年の活動を踏まえ、今後の取り組みについてご報告、ご提案をさせていただきますと思います。

二〇一〇年の活動経過

私は二〇一〇年一月から地元仙台で活動を行い、四月には日弁連の対策本部委員となりました。その中で当事者の声を伝える新たな運動組織の必要性を感じ、六月にビギナーズ・ネットを設立しました。同月、青法協法学合同部会も加盟する司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会が発足し、以降、この三者が中心となり、全国的な運動を展開してきました。

活動は主として、各地で集会やパレード、街頭宣伝、請願署名、国会議員要請です。その結果、給費制維持に肯定的な社説を発表した新聞は一七紙、全国から集まった請願署名は約六七万筆、賛同団体は八三二団体、給費制維持に賛同する立場を表明した国会議員総数は約一九〇人と、給費制

記者会見をするビギナーズ・ネット(二〇一〇年一〇月二十九日、日弁連会館にて)

維持を求める声は全国に広がりました。九月三日には民主党法務部門会議で給費制維持の方針が確認され、同月一六日には二〇〇〇人規模のパレードが成功し、運動は大きな盛り上がりを見せました。

その後抵抗勢力が猛反撃を始めました。最高裁が日弁連に挑戦的な質問状を二度も送付、大手全国紙が相次いで給費制維持に否定的な社説を発表しました。そこには、司法に対する根本的不理解や司法制度改革推進論者の存在が見え隠れし、給費制の意義、貸与制の弊害、修習専念義務の存在や弁護士役割、昨今明らかになっている司法制度改革の陰の部分などについて触れられていないお粗末なものでした。結局、一〇月二三日の自民党法務部会で態度保留の結論となり、施行日前の法改正は事実上不可能となりました。

しかし私たちはあきらめることなく、議員会館前での訴えを続けました。毎日、全国から修習予定者や法科大学院生が駆けつけ、マイクを握り、議員会館や国会議事堂に向けて切実な声を訴えました。ビギナーズ・ネットの青いTシャツが「永田町の風物詩」といわれるほど、多数の当事者が通い詰め、直接議員や秘書に働きかけを行いました。そして二月二十八日、民主・自民・公明の三党が貸与制一年延期を合意し、無事両院で可決しました。まさに感慨無量でした。

三 今後について

(1) 付帯決議

今回の改正裁判所法には付帯決議があり、以下の内容となっています。

「政府及び最高裁判所は、裁判所法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 改正後の裁判所法附則第四項に規定する日までに、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

二 法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること」

ご覧の通り、本決議では二〇一二年度における給費制の復活は前提としておらず、経済的に困窮している人や公益活動に従事した人への返還免除措置などをこの一年で検討することになっていきます。しかし、いまだ機関は設置されていません。

ここで法曹養成全体について議論したうえで給費制の完全復活へと進ませることが重要であるため、早期設置に加え、メンバーや検討内容について積極的に意見を言う必要があります。二

月三日二時から衆議院第二議員会館で検討機関の早期設置を求める院内集会を開催する予定です。また、司法修習を所管する最高裁にも責任を持つてもらいながら実証的な資料集めを有効に行いたいものです。参議院法務委員会での最高裁大谷局長の答弁にも実情調査への言及もあつたので、最高裁に迫っていくことも必要でしょう。

(2) ビギナーズ・ネット

今後は法曹人口問題、法科大学院問題との絡みが必要に生じてくるので日弁連も一筋縄ではないかと、また、前記検討機関での検討を待っていては二〇一二年一〇月までの法改正は実現しません。給費制復活のみで達成されたビギナーズ・ネットは、会員が一〇〇名を超え、やる気みなぎる若者が次の一手を真剣に考えています。

一月には、新リーフや署名、しゅうしゅう君バッチやポスターなどのグッズ作成を作成し、二月には署名集めを開始、三月にはいっせいに地元議員要請行動、法科大学院・法学部・予備校に会員募集のポスター・リーフの送付、修習生や法律家に修習の良さを語ってもらう当事者の声ブック第二弾発行、四月・五月で街頭宣伝や集会を開催し、五月末には大規模パレード、議員要請をし、六月の法改正に結びつけたいと考えています。全体的にはインターネットもフル活用して、世

論の理解を求めていきたいと思っています。

二〇一〇年に中心になってくれた新六四期司法修習生は立場上これまでのような活動はできませんが、多くの法科大学院生や来月弁護士登録をする新六三期を迎え、これまで以上に幅広い活動をしていきたいと思っています。新六三期の皆さん、ぜひ一緒にアクションを起こしませんか。詳細については、<http://www.beginners-net.com/>をご覧ください。

四 おわりに

私たちは昨年あきらめないことの大切さを知りました。二〇一〇年一〇月二日に自民党法務部会で結論が出ず、貸与制施行が現実となったときはとても落ち込みました。しかし、翌週から連日「あきらめないよ宣伝」をし、全国会議員に「私たちはあきらめていません」という青いリーフレットを配布し、要請に行きました。これらの活動を通じて、あきらめないで行動することの大切さを実感できたのも私たちの力となっています。これからさらに険しい山がそびえています。給費制の完全復活をめざして、今後とも全力でがんばる所存です。

青法協の先生方におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

神戸地裁姫路支部で不当判決

—こんにやく入りゼリー—死亡事故—

兵庫県 土居 由佳

こんにやく入りゼリー「蒟蒻畑マンゴー味」の誤嚥事故について、二〇一〇年二月一七日、神戸地方裁判所姫路支部（中村隆次裁判長）は、原告らの請求を棄却する不当な判決を言い渡しました。原告らは、同月二十九日、大阪高等裁判所に控訴しました。

1 事件の概要

本件は、二〇〇八年七月、一歳九カ月の男児が祖母から昼食後のデザートとして与えられた「蒟蒻畑マンゴー味」を食べようとして窒息した事件です。ほんの一瞬の出来事であり、祖母らが吐き出させようとしても吐き出させることができず、救急車内で処置をしても取り出せず、結局、搬送先病院に到着してから、吸引チューブを用いてようやく取り出せましたが、男児は意識が回復しないうまま、同年九月に死亡しました。

二〇〇九年三月三日、両親は、製造元の株式会社マンナンライフ及び代表取締役二名を相手に、製造物責任法上の欠陥があるなどと主張し、損害賠償請求訴訟を提起しましたが、神戸地裁姫路支部の判決は請求棄却でした。

2 判決の問題点

判決は、本件こんにやく入りゼリーには設計

上・警告表示上の欠陥がないと判断しましたが、その根拠は、①硬さが強く破碎され難いこと、水に溶解しにくいこと、冷温では硬さ及び付着性が増加する傾向があることは、蒟蒻自体の特性といえるから、これらのみでは設計上の欠陥を基礎づける事情とはなり難い、②消費者には前記特性が周知されており、蒟蒻由来成分を含み食感の点で他の通常のゼリーと異なることを十分に認識可能であった、③摂取するまでに警告表示に気付き得る機会が幾度もある、④容器の形状に鑑みれば、容器内に収まっているものを上から落とし込むような方法や、勢いよく吸い込んだりする方法で摂取したというのであれば、仮にその結果誤嚥などの事故が発生したとしても、それは当該消費者が責任をもつべきものである、などというものです。このような判決の判断は、製造物責任法への理解を欠き、また、あまりにも表面的で実態から乖離したものと言わざるを得ません。

すなわち、そもそも事故状況につき、実際には祖母は孫の様子に注意を払っていたのに、誤った事実認定がされている上に、こんにやく入りゼリー

1の欠陥の有無につき、①本件がこんにやく粉にゲル化剤や糖類などを加えてミニカップゼリーの形に加工し、「ゼリー」として製品化した製造物であることを看過し、「蒟蒻自体の特性」に基づく危険性であるとの理由で業者を免責していることは、製造物の安全に対する理解が根本的に欠けているといわざるを得ません。

また、②消費者への周知性の根拠として採用された証拠は、マンナンライフが業者に依頼した「インターネット調査」であり、対象者が限定されている上、調査方法にも問題があり、これを事実認定の重要な証拠として採用したことは軽率に過ぎると考えています。

さらに、たしかに消費者はこんにやく入りゼリーの弾力性や食感を好んで食しているとはいえますが、あくまでも「ゼリー」として食べているのであり、口蓋で潰せず一気に喉に入り込むと喉に張り付いて取り出せなくなり死に至ることもあるという、一般のゼリーとは異なる危険性についてまで認識しているとはいえません。

そして、③警告表示が設計上の欠陥を免責することはありえず、実際にも本件で祖母は警告表示に気付いてませんでしたし、④容器からゼリーを吸い込むようにして食べる方法が「誤使用」であるとして消費者の責任に矮小化することも、実態を

把握しない判断であると考えます。

3 控訴審の焦点

控訴審では、事故状況の正確な事実認定を求めるとともに、以上の判決の問題点を指摘し、その不当性を主張していく予定です。そして、製造物責任法上の「欠陥」につき、解釈や判断基準を示すことなく感覚的に欠陥の不存在を認定した裁判所の判断を否定するため、法律的な批判を加えるとともに、裁判所が重要な証拠として採用した「インターネット調査」についても統計学的な見地から批判をしたいと考えています。

その他、本件こんにやく入りゼリーの形状から想定される消費者の食べ方についての一審判決の判断の誤りを正し、「お菓子」を販売する企業として製品の安全に対してどのような姿勢で取り組むべきかというCSRの観点から、判決の判断について批判的検討を展開していきたいと考えています。

4 おこいび

当事者である両親は、保護者側を批判する判決の内容や、マスコミ報道やインターネットの情報

に接したことで疲弊し、控訴するか否かを深刻に悩まれましたが、判決内容の不当性と本件訴訟の重要性について熟考された末、大阪高裁に控訴されました。

二〇一〇年二月二日には、消費者庁が、こんにやく入りゼリーを含む食品の窒息事故防止のための製品改善に向けた指針を公表しましたが、その内容が窒息事故防止のために真に有効な基準か否かは検討を要するといわざるを得ず、また、強制力がないことも問題であり、本件で敗訴した責任を感じています。

今後のPL訴訟に悪影響をおよぼさないため、また、ご両親の思いに応えるため、名古屋の杉浦英樹弁護士とともに、一審判決を覆すために尽力したいと考えています。

今後とも、一層のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。



裁判員裁判を経験して

—外国人の性犯罪完全否認事件

東京 吉田 悌一郎

二〇一〇年一〇月に、大きな裁判員裁判を経験した。九日間の連続開廷事件で、私のほか原和良会員（主任弁護士）・大森顕会員・太田茂会員・森直美会員の五人が弁護士となった事件である。以下で、私たちの経験を通じて実感した裁判員制度の問題点を報告したい。この文章の文責は、私にあることを付加しておく。

一 検察官の公訴事実の概要

事件は、強制わいせつ致傷と強姦致傷の併合事件である。強制わいせつ事件は、ペルー人である被告人が経営するバーのトイレ個室内で、女性客である被害者Aが用を足しているときに、トイレの鍵を外側から開けて個室内に侵入し、Aに対してその下半身を触るなどし、その際Aが抵抗して壁に両肘をぶつけ、両肘打撲の傷害を負わせたというもの。

強姦事件は、被告人が、その自宅内で、元アルバイト店員の女性Bの左手首を強く引っ張るなどして、Bを無理矢理強姦し、その際Bの左手首擦過傷の傷害を負わせたというものである。

二 被告人・弁護人の主張の概要

まず、強制わいせつ致傷事件については、被告人は女性客であるAと事前に店で一緒に酒を飲んだりダンスを踊るなどして、とてもよい雰囲気であった。被告人もAも酒に酔っており、被告人は

トイレの個室には入っておらず、個室の手前の洗面所の所で背後から軽くAの肩を抱いただけである。Aはいっさい嫌がったり抵抗したりしておらず、洗面所から出た後も元の席に座って普通に飲酒していた。

また、強姦事件については、事件当時被告人はBと二人で飲みに行き、その後被告人の友人のカップル二人が合流し四人で何件か店をはしごして酒を飲んでいった。その流れで深夜に四人で被告人宅に遊びに行くことになった。被告人宅で四人で酒を飲んでいったが、途中で二人のカップルは帰った。しかし、二人のカップルが帰る際にもBは帰らずに残り、その後被告人と二人で酒を飲んでいった。二人はごく自然な形でベッドに入り、性行為に至った。

両事件とも、被害者に生じたと言われる怪我は、

事件の際に生じたものではなく、その後何らかの事情でできたものである。

三 判決内容の概要

判決は有罪で、検察官の求刑どおりの懲役二〇年となった。両事件とも、被害者とされる女性が事件直後に被害申告を行っている点が重視されたようだが、判決文全体は理由も薄く、極めて乱暴な認定がなされていると感じた。また、量刑の理由の部分では、「被告人は、両事件について不自然不合理な弁解に終始し、全く反省しておらず、その結果、被害者両名が公判での証言を余儀なくされ、二次的被害を受けていることも軽視しがたし」とされ、この部分は異例の判決と報道された。

四 私が感じた裁判員裁判の問題点

(1) 公判前整理手続と予断排除

本件のように事案が複雑で、大小さまざまな争点がある事件では、必然的に裁判官が争点に深く入り込まざるを得ない。当然、検察官・弁護人双方に類繁に釈明を求めし、あたかも民事事件の弁論準備のような様相を呈する(証拠を直接見ないというだけ)。そうになると、本件の事案や争点

のみならず、被告人に前科があることや、被告人が複数の女性と関係を持っていたことなどの情報も裁判官に入ることになる。少なくとも、本件では予断排除の原則はまったく働かない。

(2) 争点の絞り込み

公判前整理手続では、裁判員の負担軽減のため、公判日数を極力少なくすることに重きがおかれる(それでも本件は九日間の審理となったが)。そうになると、裁判官は極力争点を少なくすることを求める。

本件では、当初捜査の違法性を主張する予定であった。立証は困難だが、本件は、捜査機関によるかなり強引な逮捕・起訴がなされている。特に、両事件に共通するのは被害者の怪我の発見過程の不自然さである(両事件とも、被害後長時間被害者自身が怪我に気づかなかつたというもの)。これは、無理矢理「致傷」にするために捜査機関が誘導したのではないかと疑われる。

しかし、裁判官の強い誘導によりこの争点は撤回せざるを得なくなり、公判で捜査の問題点に関する主張をすることはできなかった。

(3) 尋問時間の制限、通訳事件

(2)と同様に、裁判員の負担軽減のため、尋問時間も極力制限される。また、通訳事件でもあつた

ため、余計に時間が足りなくなる。

本件では、特に強姦致傷事件で、被害者や証人が、捜査段階での供述調書と矛盾する証言をする場面が多々あつたが、それを逐一突つ込むということはできず、重要なものに絞らざるを得なかつた。調書を示しての反対尋問も制限された。

また、通訳事件であつたため、問いと答えを切り離して訳すということがなされた。これは反対尋問において決定的に不利である。なぜなら、反対尋問では証人にあまり考える時間を与えずに質問を翻訳している間に言い訳を考えられてしまうからである。反対尋問は極めてやりづらかつた。

(4) ビデオリンクシステム

本件では、被害者二人のほか、証人二人の尋問についてビデオリンクシステムで行われた。私たちは、反対の意見書を書いて抵抗したが、弁護人の意見はあっさり退けられた。

尋問でも、裁判長の「被害者」に対する気の使い方は相当なものであつた。これらのことは、おそらく裁判員に相当な先入観を与えていたのではない。実際、裁判員の補充質問でも、かなり「被害者」に気を使った質問が多く、「被害者」の証言に相当の矛盾点があり、また「被害者」に落ち度も認められる事案であるが、これらの点につい

ての質問は皆無であった。

これに対して、被告人に対する裁判員の質問は、事件そのものの質問のみならず、被告人の酒癖、女癖を聞くような質問もあった。

(5) 冒頭陳述段階での立証責任の説明

事前の打ち合わせで裁判長から、裁判員が混乱するので、立証責任について長々と説明するのは止めてほしいと言われていた。しかし、立証責任の所在と証明基準は、無罪を求める被告人の主張の主要な要素である。また、裁判長の説明のみならず、冒陳で再度耳にすることによって裁判員の印象に残ることが期待される。

そこで、冒陳で立証責任の説明を執行することにした。案の定、検察官から異議が出て、裁判長から制止された。しかし、その段階ではもう説明し終わっていたので裁判長の訴訟指揮に素直にしたかった。

ちなみに、弁論の前にも裁判長は、再度立証責任について長々と説明しても裁判員は混乱するだけだからなどと言っていた。どうも裁判所は、弁護人が裁判員に立証責任の説明を行うことにかなり神経質になっているように感じた。

裁判員裁判の実相

11

(6) 尋問時の介入、自己矛盾供述の扱い

これは裁判長の個性にもよると思うが、本件の裁判長は尋問時の介入がやたらと多かった。質問者の質問後に介入し、「今の質問はね、……ということなんですがどうですか」という調子である。これも裁判員にわかりやすい尋問を意識しているのであろう。しかし、これをやられると特に反対尋問の効果が減殺されてしまう。

また、反対尋問の伝統的手法として、証人の証言が捜査段階の供述と食い違う場合、最終的に自己矛盾供述を示して証人を弾劾するという手法がある。しかし、この弾劾目的で供述調書を示すということを許さない。裁判長は「捜査段階で違う供述をしたということを端的に証人に聞けばいいじゃないですか」と言う。これも、証拠となっていない調書を示すと裁判員が混乱するということであらう。

しかし、それではおそらく裁判員に、この証人が以前は捜査機関に違うことを言っていた、信用できないということまで理解させるのはかなり困難であらう。自己矛盾供述があったこと自体が裁判員の印象に残っていないように感じられた。

(7) 裁判員の事案や争点の把握能力

本件のような事案が複雑で争点が多岐にわた

る事件では、法廷に出た証拠や証言を聞いたのみで、果たして的確に事案の細部や争点について把握できるであらうか。おそらく素人の裁判員はもちろん、プロの裁判官でもかなり困難であると思われる。裁判官は公判前整理手続で事前に事案や争点を把握しているから理解できるのである。

裁判員裁判では、わかりやすい審理が重要と言われる。そのこと自体は否定しないが、かぎられた時間で複雑な事案や多岐にわたる争点を、素人の裁判員が聞いただけで完全に理解できるようにすることは自ずと限界がある。

本件では、弁護人の冒頭陳述が四〇分、弁論が四〇分だった。四〇分というと、素人の裁判員にはかなり長い時間であらう。果たして四〇分間集中力が続き、完全に理解し、把握することが可能だろうか。おそらく難しいだろう。しかし、こちらにしてみれば、特に弁論では、四〇分ではとても言いたいことをすべて言えず、かなりの細かい主張を切り捨てざるを得なかった。泣く泣く多くの主張を切り捨てて絞り込んだにもかかわらず、理解してもらえなかったとすると、一体わかりやすい審理とは何なのかと思ってしまう。

後半になると、法壇の上で居眠りをしている裁判員を見かけた。しかし、突然連続九日間の審理に連日かき出されている裁判員を責めることはできないであらう。

(8) 評議の問題

これは見ることができないので想像するしかない。しかし、前記のように、公判前整理手続を通じて事案の細部や争点を把握し、事前準備をしている裁判官と、公判で出てきたこと以外にまったく情報がなく、また、公判審理での把握も難しかった裁判官とで、果たして対等の立場で評議ができるであろうか。特に本件のような複雑多岐な事件では困難であろう。

そうなるかどうか。評議の時間もかぎられているのであるから、時間を気にする裁判官が事案の内容や争点を裁判官に「わかりやすく」レクチャーし、証拠の評価などについて誘導するといふことがなされないだろうか。このような裁判官の誘導に対して、自信を持って反対意見を堂々と述べる人がどれだけいるだろうか。

(9) 否認と量刑への考慮

本件では、前記のように判決で、被告人が否認したことによって、被害者が法廷で証言せざるを得なくなつて二次被害を受けたことを量刑の理由にしている。しかし、これを言われたらおよそ刑事弁護は成り立たないであろう。被告人は起訴された以上、争わずに検察官の公訴事実を認めるべきだと言いたいのであろうか。これを量刑の理由

とすることは、被告人の証人尋問権(憲法第三七条二項)に対する重大な侵害であろう。

五 おわりに

本件に関する裁判官裁判は、全体的に消化不良で拙速裁判であったとの印象をぬぐえない。直接主義、口頭主義の重要性はもちろんであるが、直接主義、口頭主義が意味を持つのは、判断者が公判廷に現れた内容を十分に理解していることが大前提のほずである。その意味では、素人である裁

判官が判断を行うためには、より時間をかけたていねいな審理が本来は要求されるはずである。

形式的には直接主義、口頭主義の外観を呈してはいるが、消化不良の拙速審理になったのでは、本末転倒であり、極めて有害である。

この事件は控訴し、今後、東京高裁で控訴審の公判が開廷される予定である。

以上、とりとめもなく色々書いたが、本稿が裁判官制度そのものの問題性を考える一助になれば幸いである。



編集後記

▼おめでとうございます。正月くらいいっしょにご自身とご家族にサービスされましたか。私はいつもながら日本脱出です。▼今回は新年をバルセロナで迎えました。

今やこの都市はオリンピック開催をきっかけにサグラダ・ファミリア(表紙写真)が人気沸騰。その入場料収入で工事資金が潤沢になり二〇二六年には一四四年の工期を経て遂に完成予定です。ただ、惜しまれるのは、ガウディのデザインから逸脱したり、工期短縮のため石積みでなくコンクリート化していること。▼ところで、

バルセロナなどのカタルーニヤ地方の人は自分たちをスペイン人でなくカタラン人と考え、スペイン国旗でなく、代わりに州旗を掲げています。そんな独立心旺盛な風土と自由な空気がガウディ、ピカソ、ミロ、ダリそれにカザルスといった偉大な芸術家を生み、育てたのでしよう。▼ふと思出したのは、昨秋、出席した母校の都立高校の創立記念式典の会場正面に日の丸が、その左右に都旗と校旗が掲げられていたこと。その日は我が高校誕生の祝典だということ、この国の偏狭で押し付けがましい愛国システムにはほとほと呆れます。

(宮本 智)